

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 令和6年 12月 10日

厚生労働大臣 殿

かぶしきがいしゃ ゆにぱす

株式会社 UniPath

(ふりがな) だいはりょうとりしまりやく なかのひろや

②届出者 氏 名 代表取締役 中野弘也

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃ ゆにぱす 株式会社 UniPath
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 6 9 9 - 1 2 0 5 電話 090 (1047) 9300
	しまねけんうなんしだいとうちょうすが ばんち 島根県雲南市大東町須賀 820 番地 1
⑥適用開始・変更予定日	2025 年 4 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	本社に適用する 担当者 本社 代表取締役 中野弘也 電話 090 (1047) 9300

様式例第3号-1 【一般登録型】

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を 紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃 金(内定書や労働条件通知書等に記載されて いる額)の 35 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用 期間が1年を超える場合は最大1年間分)に 支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等 に記載されている額)の 35 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対 する専門的な相談・助言サービ ス 【職業紹介の付加サービス】 (※3) *上記職業紹介サービスに加え て、より専門的な相談・助言の付加 サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃 金(内定書や労働条件通知書等に記載されて いる額)の 30 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税(※4)は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地 株式会社 UniPath 本社

島根県雲南市大東町須賀 820 番地 1